

民間資金等活用事業推進委員会第18回総合部会（概要）

日 時：平成19年9月11日（火）15：00～17：04

会 場：中央合同庁舎4号館共用第4特別会議室

出席者：山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、伊藤専門委員、
小幡専門委員、小林専門委員、土屋専門委員、松本専門委員、
三井専門委員、光多専門委員、美原専門委員、宮本専門委員

事務局：赤井民間資金等活用事業推進室長、町田参事官、後藤補佐

議事概要：

（1）経団連からのヒアリング

経団連より、資料に基づき説明。

経団連からは、「わが国におけるPFIの発展に向けた当面の課題（中間とりまとめ案）」というタイトルの資料を基に、経団連の都市・地域政策委員会、PFI推進部会で検討されているPFIの発展に向けた抜本的改革に関して、産業界の考え方についての説明がなされた。具体的には、「要求水準の明確化・定量化と予定価格（または参考価格）の事前開示」「官民間の適正なリスク分担」「PFI事業者選定手続きの透明性の確保・向上」「多段階選抜・競争的対話方式の導入による官民間対話（協議）の促進」「落札後の契約の見直しに関する柔軟な対応」「中立的な裁定機関の設置」「入札資格の失格条件の取扱いの統一」「PFI事業に関する中立的なサポート組織の設立」の八つの課題についての指摘がなされた。

主な質疑応答は以下の通り。

・二点目の「官民間の適正なリスク分担」について、民間が適切なリスクを引き受けるのには、ある程度の定量的な分析が必要だと思う。現時点では、官民ともにリスクの定量的な分析が未熟な段階ではないかと懸念しているが、どう思うか。

・（経団連）御指摘の点は否めないが、すべてのリスクを定量的に把握するのは難しい。特に不可抗力リスク等については、不十分な分析にならざるを得ず、民としてもリスクを負うのは難しい。また、リスクの定量的分析が未熟である背景として、官民が明確な認識を共有するための対話を行う時間的余裕や制度的措置がないこともあると思う。

・八点目の「PFI事業に関する中立的なサポート組織の設立」について、イギリスの例などの提案があったが、個別案件ごとの分散型のサポートをイメージしているのか、それとも集中型のサポートをイメージしているのか。

・（経団連）過去の事例の情報をある程度集中的に管理し、事業者が簡易に知見を受けられるような仕組みのイメージを考えている。

(2) 関係省庁からのヒアリング

国土交通省及び法務省より、資料に基づき説明。

国土交通省からは、これまでPFIに関して取り組んできた実績と、それを踏まえた上で気づいたPFIの課題についての説明がなされた。具体的には「中央合同庁舎第7号館整備等事業」「衆議院・新議員会館整備等事業」「東京国際空港国際線地区整備事業」の3つの事例が詳細に紹介され、業務要求水準の設定、VFMの算定、公募型プロポーザル方式における審査等に困難があったこと、効果的なモニタリング手法・体制の確立等が課題であるといった説明がなされた。

法務省からは、4つの刑務所PFI事業の概要の説明がなされた。まず、PFI手法による刑務所を導入する至った経緯、背景の説明がなされ、その上で4つの刑務所PFIの中から特に「美祢社会復帰促進センター」、「島根あさひ社会復帰促進センター」の内容と特徴、従来の刑事施設と異なる民間のノウハウを積極的に活用した例についての説明がなされた。

主な質疑応答は以下の通り。

・資料の9ページに、PFIの今後の展開について、「適切な事業分野においてPFIを一層推進する」と書かれているが、この「適切な」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。また、この「適切な」という言葉には、今後、今まで経験、実績のない分野についても、手を広げていくという発想があるのか。

・(国土交通省)「適切な事業分野」という言葉の意味は、ケースバイケースでできるところをやっつけていこうということ。具体的には、これまでかなり実績のある住宅関係、官庁関係を想定している。さらに、例えば大規模修繕、公共施設の更新、建替えといった分野には新たなニーズが出てくるのではないかと考えている。

今まで実績のない分野に手を広げるかどうかについては、民間の創意工夫が生かせそうな部分については手を広げていきたいと考えている。

・法務省の資料で、「地域との共生」という表現がなされているが、実際、美祢の刑務所では、どのような成果が出ているのか。

・(法務省)実際の受刑者の刑務作業は、地元の美祢市周辺地域に所在する企業が提供している。多くの地元の中小企業に参加していただいているところ。また、受刑者の食材の調達等、物資の調達は、なるべく地元を使おうという理念で、全体の約3割は地元の美祢市や近隣の企業から食材を調達することになっている。さらに、建物の建設の物資もなるべく地元で調達しようという理念のもと、約100億円かかった施設整備費のうち90%近くは、地元から物資や作業員の調達を行ったと聞いている。

・刑務所PFIで、刑務作業の実施は、委託可能なものなのではないのか。それとも何か法律上の制約があるのか。

・(法務省)日本の刑務所の場合、95%以上が懲役刑の執行である。懲役刑とは、刑法において所定の作業をさせること、つまり、刑務作業の実施を指す。懲役刑は国

が行うべきことなので、委託不可になっている。なお、実際に行う刑務作業の提案については、委託可能である。

以上

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680,9681